

定 款

株式会社栗本鐵工所

株式会社栗本鐵工所定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社栗本鐵工所と称し英文では Kurimoto, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鑄鉄管、鋼管、ヒューム管、其他のパイプ及びバルブ類の製造及び販売
- (2) 鑄鉄、鉄鋼品並びに各種鑄物の製造及び販売
- (3) 鉱山、化学、製鉄、窯業、輸送及び鍍金加工関係其他各種産業用、環境用諸機械、設備、プラント並びに橋梁、鉄構、水門類の製作、修理及び販売
- (4) 各種コンクリート製品の製造及び販売
- (5) 各種合成樹脂製品の製造及び販売
- (6) 水質調査用電気機器、有線、無線通信機器並びに太陽電池の製造及び販売
- (7) 電子音響機器並びに電子機器用部分品の製造及び販売
- (8) 建築の設計及び工事監理
- (9) 前各号に関連する工事請負及びコンサルタント業務
- (10) 飼料並びに医薬部外品の製造及び販売
- (11) 労働者派遣に関する事業
- (12) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 の 方 法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、190,000,000株とする。

(単 元 株 式 数)

第 7 条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、単元未満株式について会社法第189条第2項に掲げる権利以外の権利を行使できない。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、予めその代理権限を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほかは出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議 事 録)

第 17 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録はその原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は21名以内とする。

(選任の方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議により、これを定める。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項は法令及びこの定款に定めがあるもののほかは取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し議長になる。取締役社長事故あるときは取締役会が予め定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日より3日前に発するものとする。

但し、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法等)

第 25 条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

2. 取締役会の議事録は10年間本店に備置く。

3. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任の方法)

第 30 条 監査役は株主総会の決議により選任する。

2. 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という）を選任することができる。

3. 監査役及び補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する事業年度に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。
5. 補欠監査役は、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。

(任期)

- 第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 32 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

- 第 33 条 監査役会に関する事項は法令及びこの定款に定めがあるもののほかは監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役会の招集手続)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日より3日前に発するものとする。
- 但し、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第 35 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがあるもののほかは監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

- 第 36 条 監査役会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。
2. 監査役会の議事録は10年間本店に備置く。

(報 酬 等)

第 37 条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

(社外監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選 任 の 方 法)

第 39 条 会計監査人は株主総会の決議により選任する。

(任 期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

第 42 条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
 3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

- 第 45 条 剰余金の配当は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは当会社は支払の義務を免れるものとする。
2. 未払の剰余金の配当には利息を付けない。

(新株予約権付社債の転換時期)

- 第 46 条 新株予約権付社債の転換により発行された株式の剰余金の配当は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2025 年 10 月 1 日改正)